

## 電気自動車の一充電あたりの走行距離の表示を行う際の留意点について

電気自動車の燃費表示については、自動車公正競争規約第5条第4号に基づき、公式テスト値（国土交通省審査値）である交流電力消費率及び一充電走行距離の表示が行われています。

しかしながら、特に、電気自動車の一充電あたりの走行距離については、エアコン（特にヒーター）使用の有無や外気温（特に低温）、高速走行等による影響を大きく受け、ガソリン自動車と比べても公式テスト値（10・15モード、JC08モード）との乖離が大きくなる場合が多くなると思われる。ユーザーの不十分な理解により、使用中思わぬときに充電池（バッテリー）が空になるおそれがあり、充電インフラ（特に急速充電器等の設置）の現在の整備状況を踏まえると、そのときの影響は大きいものとなります。

このため、電気自動車の特性を踏まえた使用方法について、一般消費者への理解を促すため、カタログや新聞、チラシ等広告宣伝において、一充電走行距離（国土交通省審査値）を表示する場合には、規約第5条第4号に定めるただし書きの趣旨に加え、**「電気自動車は、走り方や使い方、使用環境などによって、走行可能距離が大きく異なる旨」**の付記を明りょうに表示するようにして下さい。

### 【必要と考えられる付記の例】

■「電気自動車は、走り方や使い方、使用環境等によって、走行（航続）可能距離が大きく異なります。」

### 【明りょうに表示するとは】

■アンダーラインをつける、文字の大きさを他の付記説明の表示よりも大きくする、又は、太くする、配色を他の表示と異なるようにするなど、付記説明の視認性を高めるとともに、一充電走行距離と付記との関連が明確になるよう分かりやすく表示すること

### 《広告における表示例》

(※) JC08モード180km

(一充電走行距離/国土交通省審査値)

電気自動車は、走り方や使い方、使用環境などによって走行可能距離は大きく変わります。

※JC08モードは定められた試験条件での値です。  
お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて異なります。

この件に関するお問い合わせは、

(社)自動車公正取引協議会まで

TEL 03-3265-7975

FAX 03-3265-7978

E-Mail : [info@aftc.or.jp](mailto:info@aftc.or.jp)